



令和3年11月12日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会  
東京支部長 殿

東京労働局労働基準部  
賃金課長

### 最低賃金及び中小企業に対する各種支援策の周知について（協力依頼）

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都最低賃金は、東京地方最低賃金審議会における審議を経て、令和3年10月1日から1時間1,041円に改正されました。

今回の改正額は、改正前に比較して28円（引上げ率2.76%）の引上げとなり、今回の改正に至る審議において、労使双方から、中小企業に対する各種支援策の一層の利用及び活用を促進することが強く求められているところです。

東京労働局では、最低賃金の改正について周知を徹底するとともに、生産性の向上等により事業場内最低賃金を引き上げやすい環境を整備するため、中小企業に対する支援策として業務改善助成金等の各種支援策の利用及び活用を推進しております。

特に、賃金引上げの主たる支援策である業務改善助成金は、設備投資や教育訓練（\*）によって、生産性を向上させ、かつ、事業場内で最も低い賃金を引き上げた中小企業に支援を行うものですが、本年8月と10月に一部制度改正が行われ利用し易くなっています。

つきましては、最低賃金及び支援策について、傘下の団体への周知、広報等への掲載、開催行事でのリーフレット配布等、各種助成金の積極的な周知に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

（\*）労働者が特定の業務に従事する上で必須の資格の取得費用（タクシー業における2種免許、建設業における各種重機の運転資格、フォークリフトの運転資格の取得費用）も助成対象になる場合があります。